

第5回教育委員会会議録

1日 時 平成26年5月20日(金) 開会：14時30分
閉会：16時00分

2場 所 周南市毛利町2丁目2番地
教育委員会 2階委員会室

3出席委員 原田明委員長 池永博委員 月谷慈寛委員 松田敬子委員 村田正樹教育長

4説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 人権教育課長 学校教育課長 学校給食課長
出席した者 中央図書館長 新南陽総合出張所次長代理(久楽課長補佐) 熊毛総合出張所次長
鹿野総合出張所次長

5書 記 教育政策担当主幹

6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第24号 教育委員会の権限に係る人事の報告について
3	報告第25号 周南市立幼稚園における幼稚園評議員の委嘱について
4	報告第26号 周南市人権教育推進協議会委員の委嘱について
5	報告第27号 周南市学校運営協議会委員の委嘱について
6	報告第28号 周南市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について
7	議案第20号 周南市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定について
8	議案第21号 周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
9	議案第22号 秋月小学校管理教室棟(No. 1)耐震改修主体工事請負契約の変更契約の策定について
10	議案第23号 久米小学校管理教室棟(No. 10)耐震改修主体工事請負契約の変更契約の策定について
11	議案第24号 平成26年度周南市一般会計補正予算要求について

- 7 委員会協議会 (1) 6月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について
(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)
(2) 図書館フィルハーモニーコンサートの開催(6/14)について
(3) 山口県中学校春季体育大会(東部)結果について

委員長 　ただ今から「平成26年第5回教育委員会定例会」を開催いたします。
議事日程に従いまして、進めたいと思います。
日程第1、「会議録署名委員の指名について」、指名いたします。
本日の会議録署名委員は、「池永委員さんと松田委員さん」にお願いします。
続いて、日程第2、報告第24号「教育委員会の権限に係る人事の報告について」を議題とします。
この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 　議案書の1ページ、報告第24号「教育委員会の権限に係る人事の代決の報告について」ご説明いたします。
周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第8号の規定により、教育委員会事務局職員のうち、課長補佐級以上の職員及び指導主事並びに園長及びその他の教育機関の長の任免及び身分取扱いに関することにつきましては、教育委員会の権限とされておりますが、教育長が代決いたしましたので、同規則第3条第2項の規定に基づき報告いたします。

議案書2ページをお願いいたします。教育委員会の権限に係る平成26年5月1日付人事異動でございます。
異動につきましては、退職に伴う栗屋学校給食センター所長の異動でございます。なお、退職につきましては、平成26年4月30日付となっております。任命される方につきましては、旧任は再任用で副主任となっておりますが、学校給食センターの所長は、課長補佐級となっておりますことから、教育委員会の権限に係るものとして報告させていただきます。
以上で、報告を終わります。

委員長 　何か質問がございますか。よろしいでしょうか。
それでは、報告第24号を承認します。
続いて、日程第3、報告第25号「周南市立幼稚園における幼稚園評議員の委嘱について」を議題とします。
この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 　議案書3ページ、報告第25号「周南市立幼稚園評議員の委嘱について」ご説明いたします。
周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第15号の規定により、教育委員会の所掌に係る各機関委員会の委員の委嘱することにつきましては、教育委員会の権限とされておりますが、教育長が代決いたしましたので、同規則第3条第2項の規定に基づき報告いたします。

議案書4ページをお願いいたします。
幼稚園評議員につきましては、「周南市立幼稚園管理規則」及び「周南市立幼稚園評議員設置要綱」に基づいて決定しておりますが、委嘱期間を平成26年4月1日から平成27年3月31日までで、各園3名以内で、13園の合計35名の幼稚園評議員を委嘱するものでございます。評議員につきましては、3年を限度として再任することができるとしており、今回につきましては、名簿の一番右の欄にありますように、新任12名、再任23名となっております。

以上ご報告いたします。

委員長 　何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第25号を承認します。

続いて、日程第4、報告第26号「周南市人権教育推進協議会委員の委嘱について」を議題とします。

この件について、人権教育課から説明をお願いします。

人権教育課長 議案書5ページをお願いいたします。

報告第26号「周南市人権教育推進協議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定によるものでございます。

人権教育推進協議会は、基本的人権尊重の普遍的視点に立って、人権教育を総合的かつ効果的に推進するために、設置されたものでございます。

周南市人権教育推進協議会設置要綱により、委員は25人以内で組織し、学識経験者、事業者及び各種団体が推薦する者、教育機関及び行政機関を代表する者及び公募による者の中から教育長が委嘱するとされております。

この度、任期満了により、6ページの22名の委員の委嘱をするものでございます。

平成26年4月1日付けで委嘱し、期間は平成28年3月31日までの2年間となっております。

以上、ご報告申し上げます。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

池永委員 一番下のお二人は公募ですね。

人権教育課長 公募です。

委員長 よろしいでしょうか。他にありますか。

それでは、報告第26号を承認します。

続いて、日程第5、報告第27号「周南市学校運営協議会委員の委嘱について」を議題とします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 報告第27号「周南市学校運営協議会委員の委嘱について」報告いたします。

議案書7ページでございます。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条2項によるものです。

8ページから25ページにお示ししておりますとおり、この度異動に伴い、市内の全小中学校に622名の委員の委嘱を終えましたので報告いたします。

男性が458名、女性が164名となっております。

また、中須、大津島、和田、鼓南、鹿野の小、中学校については、委員が小学校、中学校を兼ねておられます。

以上、よろしくご承認のほどお願いいたします。

委員長 何か質問がございますか。

松田委員 25ページの熊毛中学校の先生が占める割合が多いようですが、何か理由があるのでしょうか。

学校教育課長 学校運営協議会の運営に対しまして、学校職員も積極的に関わっていくという狙いがございます。そのために、数にバラつきはございますが、学校職員が入っております。そういうことから、熊毛中学校は教員が多くなっています。

委員長 よろしいでしょうか。他にありますか。

月谷委員 同じページの福川中学校ですが、PTA副会長が7名おられますが、全員が現職の副会長なのでしょうか。

学校教育課長 PTAの副会長の設置については、学校によってバラつきがございます。最近の学校では、会長1名、副会長若干名という表現が多く使われています。そういったことで、副会長を7名置かれていると考えております。

委員長 よろしいでしょうか。他にありますか。

池永委員 昨年も同じことを聞いて確認したと思いますが、勤務先・職名等の欄に「市議会議員」と記載がある方がおられますが、問題ないと思いますが確認の意味でお尋ねします。

学校教育課長 従来通り、議員さんであっても問題ないと考えております。

池永委員 市議会議員さんが、他にもおられますが、「市議会議員」と記載があるのはお一人だけですね。

学校教育課長 ここでは、地域代表者ということで委員になっていただいておりますが、誤解を招くということであれば、標記の仕方については、今後検討してまいります。

委員長 よろしいでしょうか。

それでは、報告第27号を承認します。

続いて、日程第6、報告第28号「周南市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。

この件について、中央図書館から説明をお願いします。

中央図書館長 報告第28号「周南市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について」報告します。
議案書26ページになります。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

任期途中における図書館協議会委員の解嘱及び委嘱については、図書館法第14条、第15条及び第16条、周南市立図書館条例第8条の規定に基づき、2名の交代がありましたので報告いたします。

解嘱年月日及び委嘱期間につきましては、議案書27ページのとおりでございます。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第28号を承認します。

続いて、日程第7、議案第20号「周南市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案書28ページ、議案第20号「周南市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第13号により、教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を述べることは、教育委員会の権限とされておりますことから、お諮りし、議案の作成について、市長に申し出るものでございます。

議案書31ページの新旧対照表でご説明いたします。

国の幼稚園就園奨励費補助制度におきまして、多子世帯の保護者負担を軽減するため、昨年度、同一世帯から同時に3人以上幼稚園に通園する場合に、その第3子以降の保育料の補

助について、所得制限が撤廃されております。この政策の拡大施策として、国の平成26年度幼稚園就園奨励補助事業において、小学校3年生以下に第2子及び第3子が幼稚園児としている場合の補助金の所得制限が撤廃されております。

これに伴いまして、「周南市立幼稚園保育料徴収条例」を第2条第1項の免除及び第2項の減額の規定を改正するものでございます。

第2条第1項の保育料の免除におきましては、現行では幼稚園に兄弟姉妹が3人いるときに第3子が免除されるという内容でしたが、右の改正案では、これに加え、幼稚園又は小学校1年生から3年生までの兄若しくは姉が2人以上いるときも、第3子目の幼稚園児の保育料を免除することとしております。

なお、今回の改正に併せて、保育所、認定こども園、特別支援学校等を規定している根拠法令を示して、幼稚園児を定義しております。

次のページをお願いいたします。

第2項の保育料の減免規定におきましては、現行では市民税の所得割額が5,000円以下の世帯では3分の2を減額、1万円以下の世帯では半額を減免するものでございました。これに対し、右の改正案では、現行と同じ市民税所得割額5,000円以下の世帯の3分の2の減額を第1号として、1万円以下の半額の減額を第2号として、そして第3号として、幼稚園児又は小学校1年生から小学校3年生までの兄又は姉がいる幼稚園児については、所得に関係なく半額を減額することを追加しております。

なお、附則で、本条例の施行日は公布の日からとし、適用については、平成26年度の保育料から適用することとしております。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第20号を決定します。

続いて、日程第8、議案第21号「周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題とします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 議案第21号「周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

議案書33ページでございます。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第13号に基づくものでございます。

文部科学省より、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）（平成25年10月4日付25文科初第756号）が出され、早期からの教育相談・支援や就学決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、現在、教育委員会に設置している「就学指導委員会」を「教育支援委員会（仮称）」の名称とすることが適当であると示され、この度、山口県において正式に「山口県教育支援委員会」に変更されたため、周南市も同様の名称変更を行うものであり、心身障害児、教育的措置等の用語についても本通達の趣旨に沿って所要の改正を行うものでございます。

以上でご説明を終わります。

よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第21号を決定します。

続いて、日程第9、議案第22号「秋月小学校管理教室棟（No.1）耐震改修主体工事請負契約の変更契約の策定について」ですが、ここでお諮りします。

次の、日程第10、議案第23号「久米小学校管理教室棟（No.10）耐震改修主体工事請負契約の変更契約の策定について」は、いずれも労務単価変更による耐震改修主体工事の請負契約の変更契約に関する議案ですので、一括して提案を受けたいと思いますが、如何でしょうか。

委員 異議なし

委員長 それでは、この2件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案第22号及び第23号の2件につきまして、一括してご説明いたします。

議案書37ページ、議案第22号「秋月小学校管理教室棟（No.1）耐震改修主体工事請負契約の変更契約について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、前号と同様でございます。

議案書の38ページをお願いいたします。

この契約につきましては、本年1月の教育委員会で、契約の策定として議決をいただいているものでございます。

今回の変更につきましては、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するため、設計労務単価を例年の4月改定を前倒しとし、平成26年2月1日以降に契約する工事について、労務単価を約6%引き上げるもので、国の通知に伴い、周南市といたしましても、同様の措置を行うものでございます。

これにより、本契約におきましては、契約額を1億5,319万8千円から204万7,680円増額し、1億5,524万5,680円としております。

その他の内容につきましてはの変更はございません。

次に、議案書39ページ、議案第23号「久米小学校管理教室棟（No.10）耐震改修主体工事請負契約の変更契約について」ご説明いたします。

提案理由は、前号と同様でございます。

議案書の40ページをお願いいたします。

この契約につきましては、本年2月の教育委員会で、契約の策定として議決をいただいているものでございます。

この契約につきましても、前号と同様に労務単価の改訂に伴い、契約の変更をいたすものでございます。

本契約におきましては、契約額を1億8,889万2千円から150万6,600円増額し、1億9,039万8,600円としております。

その他の内容につきましてはの変更はございません。

以上でございます。よろしく、ご審議ご決定をお願いいたします。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第22号及び議案第23号を一括して決定します。

続いて、日程第11、議案第24号「平成26年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題とします。

この件について、各課から説明をお願いします。

最初に、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 議案書の41ページ、議案第24号「平成26年度周南市一般会計補正予算要求について」の学校教育課の所管するものについて、ご説明します。

周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第13号の規定により、教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ることにつきましては、教育委員会の権限とされておりますことから議案書の41ページから43ページのとおりお諮りするものでございます。

今回の補正予算は、歳入予算が27万8千円を、歳出予算が425万5千円をそれぞれ増額するものでございます。

それでは、歳出予算からご説明いたします。議案書の43ページをお開きください。

まず、「教育費」、「教育総務費」、「教育指導費」の生活指導推進事業費383万9千円の増額は、学校生活において特別な配慮を必要とする児童生徒を支援する生活指導員、介助員の配置人数が確定したことに伴い、増員となる経費を補正するものでございます。

当初予算では生活指導員43人、介助員8人を見込んでおりましたが、実際には、生活指導員47人、内訳は小学校35人、中学校12人、介助員は8人、内訳は小学校7人、中学校1人を配置しております。

スクールソーシャルワーカー配置事業費41万6千円の増額は、県の補助内示が、当初予算の見込みより増となったため、それに基づき増額するものでございます。

これにより、スクールソーシャルワーカーの派遣可能時間が208時間だったものが、さらに104時間増えます。

以上で歳出予算の説明を終わります。

それでは、歳入予算をご説明いたします。

「県支出金」、「県補助金」、「教育費県補助金」でございますが、先ほどのスクールソーシャルワーカー配置事業費の補助金を27万8千円増額するものでございます。

以上、学校教育課の所管するものについての説明を終ります。よろしくご審議、ご決定のほどお願い申し上げます。

委員長 次に、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、引き続き生涯学習課に係る補正予算についてご説明申し上げます。

議案書43ページでご説明いたします。

まず、歳入につきましては、市債と書いておりますが、6,160万円を合併特例債等で計上させていただいております。

歳出につきましては、「社会教育費」「社会教育施設費」の(仮称)学び・交流プラザ整備事業費でございますが、国において、平成26年2月1日から適用された公共工事設計労務単価を契約済みの工事にも反映できるよう、従来、東日本大震災の被災3県(岩手、宮城、福島)に限定していましたが請負契約のインフレスライド条項を全国で適用する特例措置が導入されたことから、今回、(仮称)学び・交流プラザ整備事業におきましても、インフレスライドに伴う不足見込み額6,480万円を増額補正しようとするものでございます。

以上で、生涯学習課関係についての説明を終ります。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第24号を決定します。

その他に何かありますか。

よろしいですか。他にはございませんか。
以上で、平成26年第5回教育委員会を終了します。

署名委員

池永 博 委員 _____

松田 敬子 委員 _____